# 総合支援資金の借入申込申請をした方へ

# 1. 下記の他制度の支援を受けていただきます。※特例貸付は3ヶ月間条件緩和

#### ①生活困窮者自立支援事業

就労やお金・住まいに関する支援制度や支援機関の紹介、情報提供、同行、手続き申請の支援等を行う事業

#### ②住居確保給付金

離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、 給付金を支給する制度

- ※上記①の実施機関が窓口となります。
- ※定期的な求職活動や面談を受ける等の条件があります。
- ※持ち家であることを理由に対象とならない場合は、②の支援を受けなくても 貸付対象になります。

# 2. 求職活動を積極的に行っていただきます。※特例貸付は3ヶ月間条件緩和

上記①の支援を受けていただきながら、求職活動を積極的に行っていただきます。 (総合支援資金は、貸付と就労支援により就労を目指していただき、就労後の収 入から償還していただくことを念頭においた貸付です。)

### 3. 借り入れ中に面談を受けていただきます。※特例貸付は3ヶ月間条件緩和

総合支援資金(生活支援費)借り入れ中、月に1回必ず面談を実施し、求職活動 状況を確認します。 ※月に1回の送金前に実施します。

なお、面談に出席いただけない場合や貸付を継続しても当初の目的(就労による 世帯の自立)の達成が見込めないと判断した場合には、貸付けを停止することもあ りますので、予めご了承ください。

※別途面談の日程を調整させていただきます。

預金残を確認しますので、最新の記帳をした預金通帳をお持ちください。

#### ○面談の中で求職活動を確認します

- 積極的に求職活動に取り組んでいただき、面談時には「職業相談確認票」及び「常用就活動状況報告書」(いずれもコピー)をご提出いただきます。
  - ※「職業相談確認票」

ハローワークで職業相談等を行い、ハローワーク担当者に確認印をもらう もの。最低月1回は確認してもらってください。

※「常用就職活動状況報告書」

求職活動を行った会社ごとにご記入していただきます。

〔上記2つの様式は、住宅手当受給者については市福祉事務所(あるいは県の保健福祉事務所)、受給者以外については社会福祉協議会に用意があります。〕

# 4. 借り入れ中に家計簿を付けていただきます。※特例貸付は3ヶ月間条件緩和

毎日付けていただいた家計簿を、面談時に持参いただき確認します。